

第2号様式(実施要領第6条第2項)

印旛郡市広域市町村圏事務組合 第6号

制限付き一般競争入札の実施について

制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

平成 29 年 11 月 24 日

印旛郡市広域市町村圏事務組合

管理者 蕨 和 雄

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| (1) 番 号 | |
| (2) 件 名 | 平成29年度ネットワークシステム再構築に係る情報機器等の賃貸借 |
| (3) 場 所 | 千葉県佐倉市宮小路町12番地他2箇所 |
| (4) 期 間 | 平成 30 年3月1日より平成 35年2月28 日まで |
| (5) 業 種 | 資材・その他 |
| (6) 事 業 概 要 | |

印旛郡市広域市町村圏事務組合は、平成30年2月28日に既存のネットワークシステムに係る契約期間の終了を迎えるため、当該情報機器等を新たな契約により調達する。

なお、本事業から水道企業部のクライアント端末も併せて賃貸借を行う。

また、災害や有事の事態に備え、従来、事務所に設置していたサーバ及びネットワーク機器を外部のデータセンターに設置管理を行い、事務所及び印東加圧ポンプ場及びデータセンターでWANを構成するネットワークシステムを再構築し、業務の効率化と事業継続性の強化を図る。

- | | |
|-------------|---|
| (7) 予 定 価 格 | ア 予定月数に基づく総額の予定価格(消費税及び地方消費税の額を含む。)
金 24,154,200 円 (入札書比較価格 22,365,000 円)
イ 月額単価(消費税及び地方消費税の額を含まない。)
金 372,750 円/1月当たり |
| (8) 最低制限価格 | 無 |

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

- | | |
|--|--|
| (1) 平成28・29年度印旛郡市広域市町村圏事務組合建設工事等入札参加資格者名簿(資材・その他)に
記載されている者 | |
|--|--|

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号のいずれにも該当しない者

- ア 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業又は千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止又は法令等に基づく営業停止を第6条に規定する公告の日から開札日までの間、受けている者
- イ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は開札日前6ヵ月以内に不渡手形、不渡小切手を出した者
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者
- エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画決定がされていない者
- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

(3) その他、発注案件ごとに設定する資格要件

- ア 資格者名簿における当該工事の等級 ー
- イ 専任配置予定の技術者等の有無 無
- ウ 法令等による免許要件 無
- エ 同種工事等の実績要件 無
- オ 参加業者の地域要件 千葉県内に本店又は営業所等を有している者
- カ その他の要件 資格者名簿の希望営業品目に情報機器等の品目を登録している者

3 入札方法

郵便入札(配達日指定)

4 郵送方法

- (1) 郵便方法 一般書留郵便・簡易書留郵便・特定記録郵便のいずれかの方法による配達日指定郵便
- (2) 配達指定日 平成29年12月11日(月)
- (3) 配達先 〒285-8533
千葉県佐倉市宮小路町12番地
印旛郡市広域市町村圏事務組合
事務局
- (4) その他 制限付き一般競争入札(事後審査型)の手引きを参照して、封筒を作成すること。

5 入札への参加

当該入札に参加を希望する者は下記のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類 ①一般競争入札参加申請書(第4号様式) 2部
(受付印を押印の上、1部返却)

②誓約書(第5号様式) 1部

③委任状(第6号様式) 不要

※上記に係る様式等を示す場所及び期間

印旛郡市広域市町村圏事務組合ホームページより、公告日から平成29年
12月1日(金)午後5時まで

(2) 提出先 印旛郡市広域市町村圏事務組合 事務局
(千葉県佐倉市宮小路町12番地)

問い合わせ先 TEL 043-485-0397

(3) 提出方法 持参のみ

(4) その他 申請期間 公告日から平成29年12月1日(金)まで

※閉庁日を除く

受付時間 午前9時から午後5時まで

6 設計図書等の配付

設計図書等の配付は下記のとおりとする。なお、設計図書等の配付を受けていない者は当該入札に参加することができない。

(1) 配付期間 平成29年11月27日(月)から平成29年12月1日(金)

(2) 配付場所 印旛郡市広域市町村圏事務組合事務局
(千葉県佐倉市宮小路町12番地)

(3) 配付方法 設計図書等データ入りCD-Rと空CD-Rとの交換により配布

(4) その他 一般競争入札参加申請書を提出した者にもみ配付

7 設計図書等の縦覧

設計図書等の縦覧は、行いません。

8 設計図書等に関する質問

設計図書等の配付を受けた者は、当該設計図書等の内容について、質問書(第3号様式)により下記のとおり質問することができる。

(1) 提出期限 平成29年12月1日(金)午後5時まで

(2) 提出先 印旛郡市広域市町村圏事務組合 事務局
(千葉県佐倉市宮小路町12番地)

FAX 043-486-5116

(3) 提出方法 ファクシミリによる提出

9 質問に対する回答

質問書により質問があった場合には、以下のとおり回答する。

- (1) 回 答 日 平成29年12月5日(火)午後5時までに回答
- (2) 回 答 方 法 ファクシミリにより一般競争入札参加申請書を提出した全者へ回答。
- (3) そ の 他 無

10 入札日(配達指定日)

平成29年12月11日(月)

11 入札書類

- (1) 入札書(郵便入札約款別記第1号様式)及び入札金額付表

- (2) 入札金額

ア 入札金額は、消費税課税事業者であるか免税事業者であるかと問わず、入札金額付表に記載した税抜きの月額単価を設計図書に記載された予定月数で乗じて算出した総額を記載すること。

イ 入札金額付表には、入札日、あて先、商号又は名称、代表者の職氏名、件名(事業名称)、場所(事業場所)を明記するとともに、1月当たりの税抜き月額単価等及びその単価に設計図書に記載された予定月数を乗じて算出した総額を記載すること。

- (3) 提出部数 1部

- (4) 提出方法 必要事項を記載した封筒に入札書と入札金額付表を同封し提出すること。

以下の入札書等は、いかなる理由があっても受理しない。

- ・持参した入札書等
- ・配達指定日以外の日が届いた入札書等
- ・指定配達先以外が届いた入札書等
- ・指定した郵送方法以外の方法で届いた入札書等

12 事前確認

以下のいずれかに該当するものであることを開札前に確認した者は、当該入札の参加を無効とする。

- (1) 資格要件を満たしていないことが明らかな者
- (2) 入札参加申請書類に必要事項を記載していない者
- (3) 設計図書等の配付を受けていない者

※なお、上記の理由により当該入札の参加を無効とされた者は、通知を受けてから7日以内(閉庁日を除く。)に管理者宛に書面をもって理由の説明を求めることができる。この場合において管理者は当該書面を受理した日から3日以内(閉庁日を除く。)に書面をもって回答する。

13 開札

開札の日時、場所は以下のとおりとする。

(1) 日 時 平成29年12月12日(火) 午前10時

(2) 場 所 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部庁舎会議室
(千葉県佐倉市宮小路町12番地)

(3) 無効となる入札

ア 印旛郡市広域市町村圏事務組合郵便入札約款の第10条の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

イ 工事費内訳書等の提出を求めた場合において、当該内訳書等を提出しない者がした入札は無効とする。

14 開札立会人

(1) 開札立会人は入札参加者をもって充てる。

(2) 入札参加者は立会を辞退することができる。この場合、立会人が1人もいない時は、当該入札事務に関係の無い職員を立会人とする。

15 入札の辞退

(1) 入札を辞退する場合は開札日の前日までに入札辞退届(郵便入札約款別記第2号様式)を直接又は郵送により提出すること。

(2) 一旦提出された入札辞退届は、撤回することができないものとする。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として、辞退以後、不利益な扱いを受けることはない。

16 契約

(1) 入札保証金

佐倉市財務規則第131条第1項の規定により、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めなければならない。

ただし、同条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除する。

同条第1項第1号又は第2号のいずれかの規定により入札保証金を免除されたものが正当な理由なく契約を締結しないときは、同条第2項の規定により、落札価格の100分の5に相当する額の違約金を徴収する。

(2) 契約保証金

佐倉市財務規則第147条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

ただし、同条第3項第1号から第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 支払方法

月払いとする。

(4) 特記事項

本件は、地方自治法第214条の規定による債務負担行為に基づく契約である。

17 留意事項

この公告に記載する事項以外の事項については、印旛郡市広域市町村圏事務組合制限付き一般競争入札(事後審査型)実施要領及び印旛郡市広域市町村圏事務組合郵便入札約款のとおりとする。

18 問い合わせ先

印旛郡市広域市町村圏事務組合 事務局 TEL 043-485-0397